

## 「生駒市新たな地域クラブ活動指導者登録バンク」登録者募集要項

### 1 募集人材

「生駒市新たな地域クラブ活動指導者登録バンク」登録者

### 2 募集人数

制限なし

### 3 募集種目

バスケット・ソフトボール・ソフトテニス・テニス(硬式)・サッカー・野球  
卓球・ハンドボール・バドミントン・バレーボール・陸上・水泳・吹奏楽等

### 4 登録の有効期間

登録日から登録日の属する年度の翌年の3月31日までとする、ただし、期間満了の1か月前までに指導者バンクに登録した者(以下「登録者」という。)から何ら申し出がないときは、同一の内容で期間を1年間として自動的に更新するものとし、以降も同様とする。

### 5 資格要件

指導者の資格は、次の(1)および(2)を満たすものとする。

#### (1) 18歳以上である者

(指導歴があり、市および近隣市町村に在住・在勤・在学するもの)  
(主で指導を行う指導者(以下、「主指導者」という)は1年以上の指導歴とする)

#### (2) 地域クラブ活動を理解し、指導に対して適正な人格を有する者であり、以下の①から⑥のいずれかを満たす者(主指導者は①または②及び③～⑥を必須とする)

①(公財)日本スポーツ協会公認スタートコーチ以上の資格を有する者

②加盟団体及び加盟団体が関係する上部団体が認定する資格を有する者

③スポーツ理論に関する知識を有する者

④団体運営に関する知識を有する者

⑤健康及びスポーツ安全に関する知識を有する者

⑥その他教育委員会が認めた者、または学校やいずれかの地域の運営団体に携わっていた経験があるもの

### 6 登録申請の手続き

以下の(1)および(2)の書類等を生駒市スポーツ振興課へ提出して下さい。

(※各様式は、ホームページからダウンロードできます。)

(1) 登録申請書 1通 (登録申請フォームからの申請も可)

(2) 該当要件を証明する書類がある場合は添付

※登録申請書において、指導歴について実績を証明できるものがある場合は必ず添付してください。

### 7 申込先

〒630-0288 生駒市東新町8番38号

生駒市役所 生駒市教育委員会事務局 生涯学習部 スポーツ振興課

## 8 登録から採用までの流れ

バンク登録者は、地域クラブ(実施団体)からの配置希望条件が合致した場合、登録者に直接実施団体より連絡があります。採用について条件等の確認後、当該のクラブで指導させていただきます。

## 9 地域クラブの活動場所

市内学校施設及び体育施設・文化施設

## 10 地域クラブ指導者の業務内容

実施主体の管理のもと、次の(1)から(3)に掲げる業務を行う。

- (1) 地域クラブ参加者に対する指導
- (2) 学校部活動の意義を継承し、地域連携・地域移行を行うにあたり必要となる業務
- (3) その他地域クラブを運営するにあたり必要となる業務

## 11 地域クラブ指導者の謝金等について

- (1) 謝金 【練習時】(練習試合を含む)

- ・主指導者 1,700 円/時 (1 回の上限は 5,100 円とする)
- ・補助スタッフ及びその他クラブ運営に必要となる者 1,000 円/時間  
(1 回の上限は 3,000 円とする)

- 【大会時】(大会運営業務を含む)

- ・主指導者 1,700 円/時 (1 回の上限は 8,500 円とする)
- ・補助スタッフ及びその他クラブ運営に必要となる者 1,000 円/時間  
(1 回の上限は 5,000 円とする)

- (2) 従事時間 原則 3 時間以内(大会等は除く)

- (3) 交通費 実費弁償(但し、上限 600 円/日)

ただし、大会時の交通費は都度提示する。

- (4) 注意事項

地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)の定める服務に関する規定(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等)に沿った行動を行い、これらに反する行動が見られた場合は、実施団体より指導依頼の解除を行う。なお、具体的な従事条件については、採用時の講師依頼書により確認してください。

## 12 その他

- (1) 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、名簿登録・依頼等無効とします。
- (2) 提出書類は、受付後返却しません。
- (3) 許可の得た指導者登録内容については、生駒市教育委員会が管理し、地域クラブを実施している実施団体へ必要に応じて開示します。